



小規模な飲食店に 消火器の設置が義務付けられます

法改正に至った経緯



平成28年12月22日に発生した糸魚川市大規模火災の出火原因が飲食店のこんろであり、この火災を受け消防法令が改正され**消火器**を設置しなければならない**飲食店**の範囲が拡大されました。



現在、飲食店については、延べ面積150㎡以上のものに消火器具の設置が義務付けられていますが今回の改正により、火を使用する設備または器具(IH調理器は除きます)を設けた飲食店(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く※)については面積に関わらず消火器の設置が義務付けられます。

- ※
- ①火を使用する設備または器具に油過熱防止装置(SIセンサー)を設けた場合
 - ②火を使用する設備または器具に自動消火装置を設けた場合
 - ③カセットボンベ内の圧力上昇を感知し、カセットコンロ本体へのガス供給を停止する安全装置が設けられた場合



今回の法改正により2019年9月30日までに消火器の設置が必要です。
設置義務のある消火器については点検が必要になります。

総務省消防庁から消火器点検アプリが提供されています。(無料)
簡単に点検・報告を行うことができます。

消火器点検アプリ



- 防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は、設置された消防用設備等を定期的に点検して、報告することが義務づけられています。
- 飲食店の場合は、6カ月ごとに点検を実施して、定期的に管轄の消防署へ報告しなければなりません。

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください



- 岐阜市消防本部 予防課 058-262-7163
- 岐阜中消防署 予防係 058-262-7165
- 岐阜南消防署 予防係 058-272-2012
- 岐阜北消防署 予防係 058-231-5308
- 瑞穂消防署 予防係 058-327-0119
- 山県消防署 予防係 0581-22-0119
- 本巣消防署 予防係 058-324-0119